

マレーシア政府派遣留学生に対する予備教育概要

1 マレーシア政府派遣留学生受入れの経緯及び現状

- (1) 昭和56年11月、マレーシア・マハティール政権の下で提唱された東方政策（Look East Policy）に基づき、日本政府に対してマレーシアの人材養成への協力が要請される。これを受け、我が国は昭和57年度より日本語予備教育の実施に、昭和58年度からは予備教育の教科教育のための現地教員派遣に協力開始。
- (2) 学部留学生については、マレーシア国内の中等教育（修業年数は初等教育を含め11年）を修了したマレー系学生がマラヤ大学予備教育部日本留学特別コースで2年間の予備教育を受け、日本留学試験で基準を満たした場合、当該学生を我が国の大学学部1年次に受入れ。平成16年度以降、帝京マレーシア学院においても学部留学生の予備教育を一部受入れ。
- (3) 高等専門学校留学生については、学部留学生と同様にマレーシア国内の中等教育を修了した学生を、実施当初は（財）国際学友会日本語学校で1年間の予備教育を実施した後、文部科学省が実施する文部科学省試験に合格した場合、当該学生を我が国の高専の3年次へ受入れていたが、平成4年度より現地のマレーシア工科大学高等専門学校予備教育センターでの2年間の予備教育へ移行し、その後、平成21年度からはマラ工科大学国際教育センター高専予備教育コースにて実施。なお、マレーシア政府からの要請により平成11年度（平成12年4月渡日）に一時中断したことがあるが、平成12年度より再開。

2 教員派遣について

学部留学生の教科教育指導のため、昭和58年度より教科担当の教員派遣（都道府県教育委員会から推薦を受けた高等学校の教員を選抜し、研修扱いで派遣）を開始。

令和8年度においては、数学担当8名、物理担当5名、化学担当5名の合計18名の教員を派遣（高等専門学校留学生については平成11年度のプログラム中断後は教員を派遣していない）。なお、日本語教育指導については昭和57年度から国際交流基金より教員派遣を行っており、令和8年度4月1日現在7名を派遣。